

(淀川区役所) 行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表

淀川区役所															期間: 令和07年03月31日 ～ 令和07年03月31日	
使用許可／貸付	種別	施設名(財産名称)	所在地					用途	許可数量 ／貸付数量	単位	相手方氏名	減免率 (%)	年間使用料総額／ 年間貸付料総額(円)	減免前使用料／ 減免前貸付料(円)	減免理由	
			市内／市外	区	町番	丁番	地番							※参考金額を含む		
貸付	土地	田川老人憩の家	大阪市内	淀川区	田川北	1丁目	36	老人憩の家	25.92	㎡	田川老人憩の家運営委員会	100	0	131,220	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	三国社会福祉会館	大阪市内	淀川区	三国本町	3丁目	386-1	老人憩の家	421.14	㎡	三国地区社会福祉協議会	100	0	2,842,692	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	三津屋会館	大阪市内	淀川区	三津屋南	2丁目	20-29	集会所・会館	298.06	㎡	三津屋会館運営委員会	100	0	1,293,454	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	十三福祉会館	大阪市内	淀川区	十三東	5丁目	24	老人憩の家	104.35	㎡	十三地域社会福祉協議会	100	0	665,220	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	新高社会福祉会館	大阪市内	淀川区	新高	4丁目	13-1	老人憩の家	303.02	㎡	新高社会福祉会館運営委員会	100	0	1,988,568	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	建物	新東三国社会福祉会館	大阪市内	淀川区	東三国	2丁目	22-3	集会所・会館	106.15	㎡	新東三国社会福祉会館運営委員会	100	0	1,454,178	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	神津会館	大阪市内	淀川区	十三元今里	2丁目	28-16	老人憩の家	194.14	㎡	神津地域社会福祉協議会	100	0	1,419,648	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	建物	西三国社会福祉会館	大阪市内	淀川区	西三国	1丁目	21-1	集会所・会館	135.17	㎡	西三国社会福祉会館・老人憩の家運営委員会	100	0	839,546	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	西中島社会福祉会館	大阪市内	淀川区	西中島	4丁目	9-2	老人憩の家	261.44	㎡	西中島老人憩の家運営委員会	100	0	3,235,320	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	塚本福祉会館	大阪市内	淀川区	塚本	3丁目	11	集会所・会館	211.03	㎡	塚本地域社会福祉協議会	100	0	1,384,884	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	建物	東三国社会福祉会館	大阪市内	淀川区	東三国	6丁目	12-12	集会所・会館	104.91	㎡	東三国社会福祉会館管理運営委員会	100	0	989,604	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	北中島会館砂中	大阪市内	淀川区	宮原	5丁目	3-31	集会所・会館	99.18	㎡	北中島集会所運営委員会	100	0	1,338,924	コミュニティ育成事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	北中島社会福祉会館	大阪市内	淀川区	東三国	1丁目	20-6外1筆	集会所・会館	422.91	㎡	北中島社会福祉協議会	100	0	3,171,816	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	木川憩の家	大阪市内	淀川区	木川西	3丁目	24-7	老人憩の家	256.42	㎡	木川地域活動協議会	100	0	1,875,060	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	木川南社会福祉会館	大阪市内	淀川区	木川東	1丁目	9-5	集会所・会館	169.70	㎡	木川南社会福祉会館・老人憩の家運営管理委員会	100	0	1,081,836	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	
貸付	土地	木川南社会福祉会館付属倉庫	大阪市内	淀川区	木川東	1丁目	17-21外2筆	集会所・会館	187.53	㎡	木川南社会福祉会館・老人憩の家運営管理委員会	100	0	451,632	高齢者施策事業(淀川区)に極めて密接に関連するため	

※無償(減免率100%)の物件については、減免前使用料／減免前貸付料(円)欄に、仮に試算した参考金額を記載しており、実際の使用料・貸付料とは異なります。
※専ら本市の事務事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物、施設及び定額物件は除きます。